

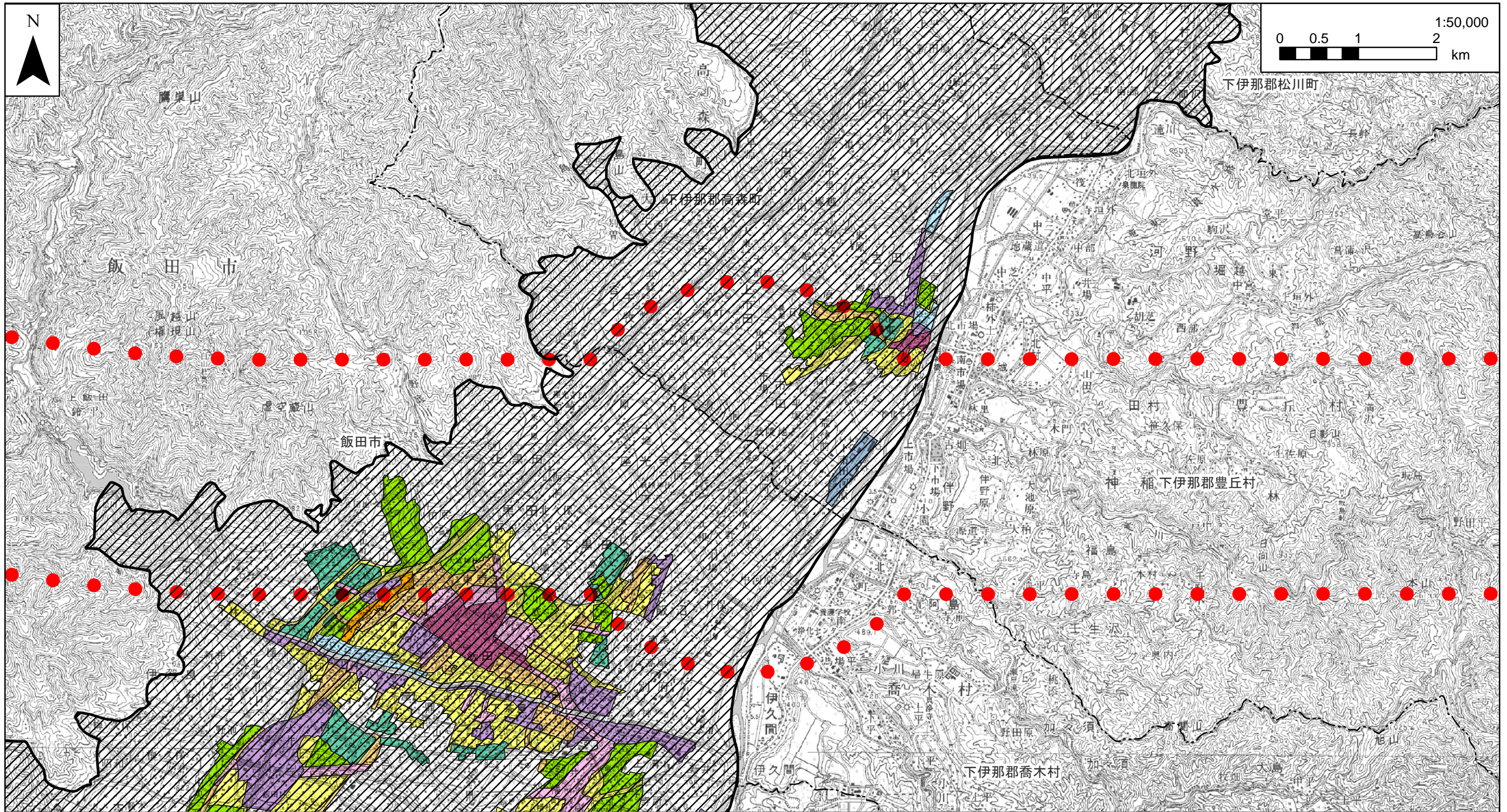
凡例

	対象事業実施区域		県境		市町村境		
	都市計画区域		第一種低層住居専用地域		第一種住居地域		商業地域
	準都市計画区域		第二種低層住居専用地域		第二種住居地域		準工業地域
			第一種中高層住居専用地域		準住居地域		工業地域
			第二種中高層住居専用地域		近隣商業地域		工業専用地域

注1. 他の図面と表示範囲が重なる箇所については、調査地点等を重複して記載しているものもある。
 注2. 本図には、用途地域はない。

図-18(1) 用途地域図

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の100万分の1 日本、50万分の1 地方図、数値地図200000（地図画像）及び数値地図50000（地図画像）を複製したものである（承認番号 平23情複、第266号）。」



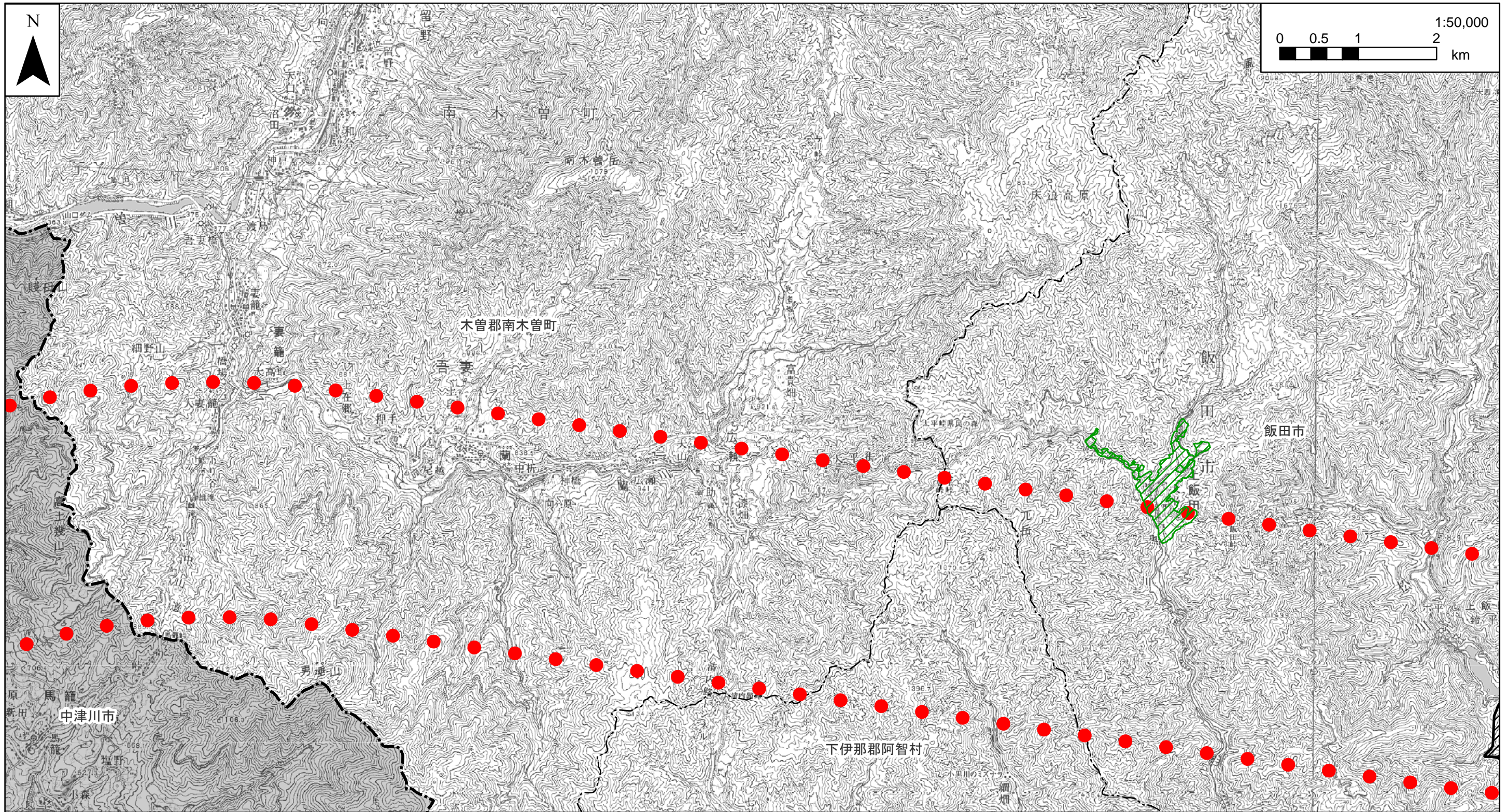
凡例

	対象事業実施区域		県境		市町村境		
	都市計画区域		第一種低層住居専用地域		第一種住居地域		商業地域
	準都市計画区域		第二種低層住居専用地域		第二種住居地域		準工業地域
			第一種中高層住居専用地域		準住居地域		工業地域
			第二種中高層住居専用地域		近隣商業地域		工業専用地域

注1. 他の図面と表示範囲が重なる箇所については、調査地点等を重複して記載しているものもある。

図-18(2) 用途地域図

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の100万分の1 日本、50万分の1 地方図、数値地図200000（地図画像）及び数値地図50000（地図画像）を複製したものである（承認番号 平23情複、第266号）。」



凡例

	対象事業実施区域		県境		市町村境
	都市計画区域		第一種低層住居専用地域		第一種住居地域
	準都市計画区域		第二種低層住居専用地域		第二種住居地域
			第一種中高層住居専用地域		準住居地域
			第二種中高層住居専用地域		近隣商業地域
					工業地域
					工業専用地域
					商業地域
					準工業地域

注1. 他の図面と表示範囲が重なる箇所については、調査地点等を重複して記載しているものもある。

図-18(3) 用途地域図

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の100万分の1 日本、50万分の1 地方図、数値地図200000（地図画像）及び数値地図50000（地図画像）を複製したものである（承認番号 平23情複、第266号）。」